

金融円滑化に関する体制の概要

管理体制

金融円滑化管理に係る体制と役割を以下のとおりとしています。

(1) 理事会

理事会は金融円滑化管理に係る最終責任機関として、金融円滑化管理を徹底するための体制を構築する。

(2) 常務会

常務会は、金融円滑化管理に関して、各部署・営業店に伝達すべき事項について協議するとともに、必要な指示・指導を行って金融円滑化管理の実効性を高める。

(3) 金融円滑化管理責任者等

金融円滑化管理体制を整備・確立するための金融円滑化管理全般を統括する部門（以下、「金融円滑化管理部門」という。）を融資部、審査部、経営改善支援室とし、金融円滑化管理部門の担当理事を金融円滑化管理責任者とする。

- ① 金融円滑化管理責任者及び金融円滑化管理部門（以下、「金融円滑化管理責任者等」という。）は、本規程及びその他金融円滑化に関する取決めを営業店等の金融円滑化に関する業務に従事する職員に遵守させるための具体的施策を実施する。
- ② 金融円滑化管理責任者等は、営業店等に対し、金融円滑化の適切な実施を確保するための具体的な方策を指示し、これらの部門等における金融円滑化が適切に行われるよう管理する。
- ③ 金融円滑化管理責任者等は、営業店等において適切な金融円滑化の実施を確保するために、定期的にまたは必要に応じて随時、金融円滑化関連情報を収集し、当該情報を適切に管理するとともに、その内容を分析する。
- ④ 金融円滑化管理責任者等は、金融円滑化管理を適切に実施できるよう、金融円滑化関連情報の分析結果をもとに、必要に応じて随時、営業店等に対して指導・監督等を行う。
- ⑤ 金融円滑化管理責任者等は、中小企業等金融円滑化法を踏まえ、中小企業者からの新規融資や事業性資金に係る貸付条件の変更等に関する相談・申込み、住宅資金借入者からの住宅資金に係る貸付条件の変更等に関する相談・申込みについて、適切な対応が行えるよう具体的施策を実施する。
- ⑥ 金融円滑化管理責任者等は、中小企業者等金融円滑化法に基づく開示や当局への報告について、適切なものとなっているか確認する。
- ⑦ 金融円滑化管理責任者等は、上記以外の中小企業者等金融円滑化法を踏まえた対応が適切に行えるよう必要な体制を整備する。

報告体制

金融円滑化管理に係る報告体制は以下のとおりとなっております。

- (1) 営業店等は、定期的にまたは必要に応じて随時、金融円滑化管理責任者等に対して金融円滑化関連情報を報告する。
- (2) 金融円滑化管理責任者等は、定期的にまたは必要に応じて随時、理事会・常務会等に対して金融円滑化関連情報または金融円滑化管理の状況について報告を行う。

情報の共有

金融円滑化管理責任者等は、営業店等から報告を受けた情報、または理事会・常務会等に対して報告を行った情報のうち、適切な金融円滑化の実施にあたって必要と判断した情報については、営業店等に対して還元し、共有する。

営業店等との連携

金融円滑化管理責任者等は、適切な金融円滑化管理の実施を確保するため、必要に応じて営業店等と連携し、金融円滑化管理に取り組む。

その他金融円滑化の向上を図るための適切性の確保

金融円滑化管理責任者等は、その他金融円滑化の向上を図るための適切性の確保に努める。